

熊本県公報

第 1 1 1 9 3 号
平成 16 年 11 月 15 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
- 平成 17 年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集……………(監理課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 2
- "……………(") 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 2
- 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画課) 3
- 肥料登録……………(経営技術課) 3
- 本渡都市計画臨港地区の変更……………(都市計画課) 3
- 本渡都市計画公園の変更……………(") 3
- 白川・菊池川地域森林計画の樹立……………(林政課) 3
- 地域森林計画の変更……………(") 4

登 載 依 頼

- 熊本県知事選挙の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨公表……………(選挙管理委員会) 4
- 参議院熊本県選出議員通常選挙の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨公表……………(") 4
- 個人演説会の指定施設の名称変更について……………(") 6
- 熊本県明るい選挙推進協議会第 2 回総会の開催について……………(") 7

告 示

熊本県告示第 1112 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
インターケアデイサービスセンター 熊本市谷尾崎町 985 番地 6	株式会社 インターケア	平成 16 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1113 号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱(昭和 42 年熊本県告示第 1002 号)第 2 条の規定に基づき、平成 17 年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集を次のとおり実施する。

平成 16 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 応募資格

- (1) 県内に居住し、又は居住しようとする満 18 歳以上 25 歳未満で独身の者
(昭和 55 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)
- (2) 高等学校卒業程度の学力を有する者
- (3) 心身ともに健全で所定の教育訓練に耐え得る者
- (4) 全寮制による規則正しい集団生活に耐え得る者

2 募集人員及び募集期間

- (1) 募集人員 30 名程度
- (2) 募集期間 平成 17 年 1 月 17 日から平成 17 年 2 月 3 日まで

3 試験の日時、場所及び試験科目

- (1) 試験日時 平成 17 年 2 月 10 日(木曜日)午前 9 時から
- (2) 試験場所 財団法人熊本県建設技術センター(下益城郡城南町舞原東 194)

- (3) 試験科目 学科試験(数学・国語・作文)及び面接試験
- 4 合格発表
平成17年2月18日(金曜日)とし、熊本県土木部監理課及び熊本県産業開発青年隊訓練所に合格者の受験番号を掲示し、併せて本人あて合格通知書を郵送する。
- 5 応募手続
次の書類を募集期間内に持参又は郵送すること。
なお、郵送する場合は簡易書留とし、必ず表に「試験申込書在中」と朱書のうえ、返信用封筒(簡易書留とし、430円切手を貼ること。)を同封すること。(郵送の場合は、募集期間の満了日の消印のあるものまでを有効とする。)
- (1) 所定の試験申込書(写真は最近6か月以内に撮影したもの)及び受験票
(2) 最終出身校の成績証明書又は調査書(卒業見込みの者は、申込日の属する学期の前学期までのもの)
(3) 健康診断書(保健所又は公的医療機関の証明する最近2か月以内のもの)
- 6 応募書類の提出先
熊本県産業開発青年隊訓練所
〒861-4215
下益城郡城南町沈目1667番地
- 7 その他
(1) 試験申込書等の記載事項に虚偽の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を取り消す場合がある。
(2) 問い合わせ先
熊本県産業開発青年隊訓練所(電話0964-28-6611)
熊本県土木部監理課(電話096-383-1111 内線6013)

熊本県告示第1114号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月15日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
美里町社協ケアセンター砥用 下益城郡美里町永富1510番地	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	平成16年11月1日
美里町社協ケアセンター中央 下益城郡美里町佐俣338番地	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	平成16年11月1日

熊本県告示第1115号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月15日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
菊水西デイサービスセンター 玉名郡菊水町大字長小田334番地	有限会社 ふれあい松川	平成16年11月1日

公 告**熊本県公告第871号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年11月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市高下西町字南権田1478番1、同1479番1、同1480番1、同1481番1、同1482番1、同字中溝1742番、同1743番、同1756番、同1757番、同1758番、同1759番及び水路、里道
4,449.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八代市迎町 512 番地 3
佐伯 一行

熊本県公告第 872 号

熊本市三本松土地改良区理事長藤林諒二から平成16年8月9日付けで申請の定款変更については、平成16年11月5日付けで認可した。
平成16年11月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 873 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。
平成16年11月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1401号	混合有機質肥料	スーパーアミノ16	窒素全量 : 5.0% りん酸全量 : 1.0% 加里全量 : 1.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	有限会社山下商事 熊本県球磨郡相良村大字川辺1746番地	平成16年11月5日

熊本県公告第 874 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。
平成16年11月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画臨港地区
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 875 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。
平成16年11月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 876 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてたいので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
なお、意見のある者は、平成16年11月15日から起算して30日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
平成16年11月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 白川・菊池川地域森林計画書（案）
- 2 縦覧期間 平成16年11月15日から平成16年12月14日まで
- 3 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県玉名地域振興局、熊本県鹿本地域振興局、熊本県菊池地域振興局及び熊本県阿蘇地域振興局
- 4 留意事項 阿蘇郡蘇陽町の民有林については、これまで白川・菊池川地域森林計画の対象としていたが、市町村合併により平成17年2月11日に上益城郡山都